

特別徴収から口座振替への変更について

特別徴収（年金からの天引き）の方は、どなたでも申請により特別徴収から口座振替へ変更できます。変更を希望する方は、7月31日（水）までに口座振替の申請を行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による納付へ変更になります。ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替への変更が認められないことがあります。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で納付した方に適用されますので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。

● 保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、有効期限の短い保険証や資格証明書が交付されたり、給付の一時差し止めや滞納処分の措置がとられたりすることがあります。

● 後期高齢者医療保険料の納付義務について

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項、第3項の規定に基づき世帯主及び配偶者は、被保険者と連帯して当該保険料の納付義務を負います。

● お問い合わせ先

■ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

電話 092-651-3111

※間違い電話にご注意ください。

FAX 092-651-3901

※FAXは言語・聴覚等に障がいがある方むけです。

【平日 朝8:30～夕方5:30】

（土・日・祝日及び年末年始を除く）

《保険料の納め方・納付相談について》

■ 岡垣町役場税務課（保険料納付・特別徴収から口座振替への変更について）

電話 093-282-1211（内線272）

FAX 093-282-1310

【平日 朝8:30～夕方5:15】

（土・日・祝日休み）

還付金詐欺にご注意！

市役所（町村役場）などの職員を装い電話をかけ、ATM（現金自動預け払い機）で医療費や年金等の払い戻しの手続きをすると偽り、お金をだまし取ろうとする詐欺事件が多発しています。

ATMを介して払い戻しをすることは絶対にありませんので、ご注意ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

● 令和6年度後期高齢者医療制度の保険料が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、令和5年中の所得金額と令和6年4月1日（令和6年4月2日以降資格取得の方は、資格取得日）の世帯状況をもとに算定し、決定しています。

令和6年度分の保険料額と7月期以降の期ごとの納付額は、保険料額決定通知書で確認できます。

● 保険料額決定通知書の見方

令和6年度における所得割率について、「①賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方については、激変緩和措置として所得割率11.02%が適用されます。その場合、通常の所得割率11.83%にて算出した所得割額と、激変緩和措置適用後の所得割率11.02%にて算出した所得割額の差額を「⑦所得割額軽減額」に表示しています。なお、所得割率の激変緩和措置が適用された方であっても、「②所得割率」は11.83%で表示されます。

総所得金額等から基礎控除額を控除した金額を表示しています。

年間保険料額を表示しています。※10円未満を切り捨てた額になります。

被保険者氏名	〇〇〇	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
決定年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	決定理由	保険料額を決定しました
		〇〇〇〇年度分の保険料額	〇〇,〇〇〇円

保険料算定の基礎

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②（12か月分）	④ 均等割額 （12か月分）	⑤ 算出額 ③+④	⑥ 限度超過額	
〇,〇〇〇,〇〇〇	11.83%	〇〇,〇〇〇	60,004	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
⑦ 所得割額軽減額 （12か月分）	均等割軽減割合	⑧ 均等割軽減額 （12か月分）	⑨ 年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩ 月割減額	⑮ 保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭
〇〇,〇〇〇			〇〇,〇〇〇	〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

後期高齢者医療制度に加入する前（において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の前月）から2年を経過する月まで、うち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪ 均等割額 （12か月分）	均等割軽減割合	均等割軽減額	⑬ 年保険料 ⑪-⑫	月数	⑭ 月割軽減
〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇	〇〇,〇〇〇

均等割額の軽減、または社会保険の被扶養者軽減の対象となる場合、その軽減額を表示しています。

保険料計算の対象となる月数を表示しています。

● 保険料と医療費の負担の仕組み ～保険料は医療費の大切な財源です～

医療費は、被保険者が病院などで支払う窓口負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、約1割を被保険者が保険料として負担します。

*** 保険料は県内同じ基準で算定され、お一人おひとりが負担します ***



- ※1 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等で、各種所得控除前の金額です。障害・遺族・老齢福祉年金は非課税年金のため、保険料算定の基礎となる所得には含まれません。
- ※2 令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者の所得割率は、11.02%になります。
- ※3 昭和24年3月31日以前に生まれた者、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している者の賦課限度額は、73万円になります。

保険料の軽減【令和6年】

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（年額60,004円）を軽減します。

対象者の所得要件 同一世帯※1内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※2の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1)※3 以下	7割	18,001円
43万円(基礎控除額)+29.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)※3 以下	5割	30,002円
43万円(基礎控除額)+54.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)※3 以下	2割	48,003円

※1「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者等はその時点)の世帯が基準となります。

※2「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となる等、例外があります。

※3下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

②後期高齢者医療制度に加入される前日に社会保険の被扶養者であった方への軽減

社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合などになります。ただし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

均等割額：5割軽減 (年額 30,002円)

※ 均等割額の軽減については、制度加入後2年間限りです。

※ 均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先となります。

※ 所得割額はかかりません。

保険料の減免

災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料を納めることが著しく困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。

種類	減免基準
災害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等*の財産に一定以上の損害を受けた場合
所得減少	被保険者等*の所得が、事業の休業や失業などにより前年に比べ30%以上減少し、かつ310万円以下である場合
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合
給付制限	刑事施設などに収監され給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合

※ 被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

● 県外へ転出された方など

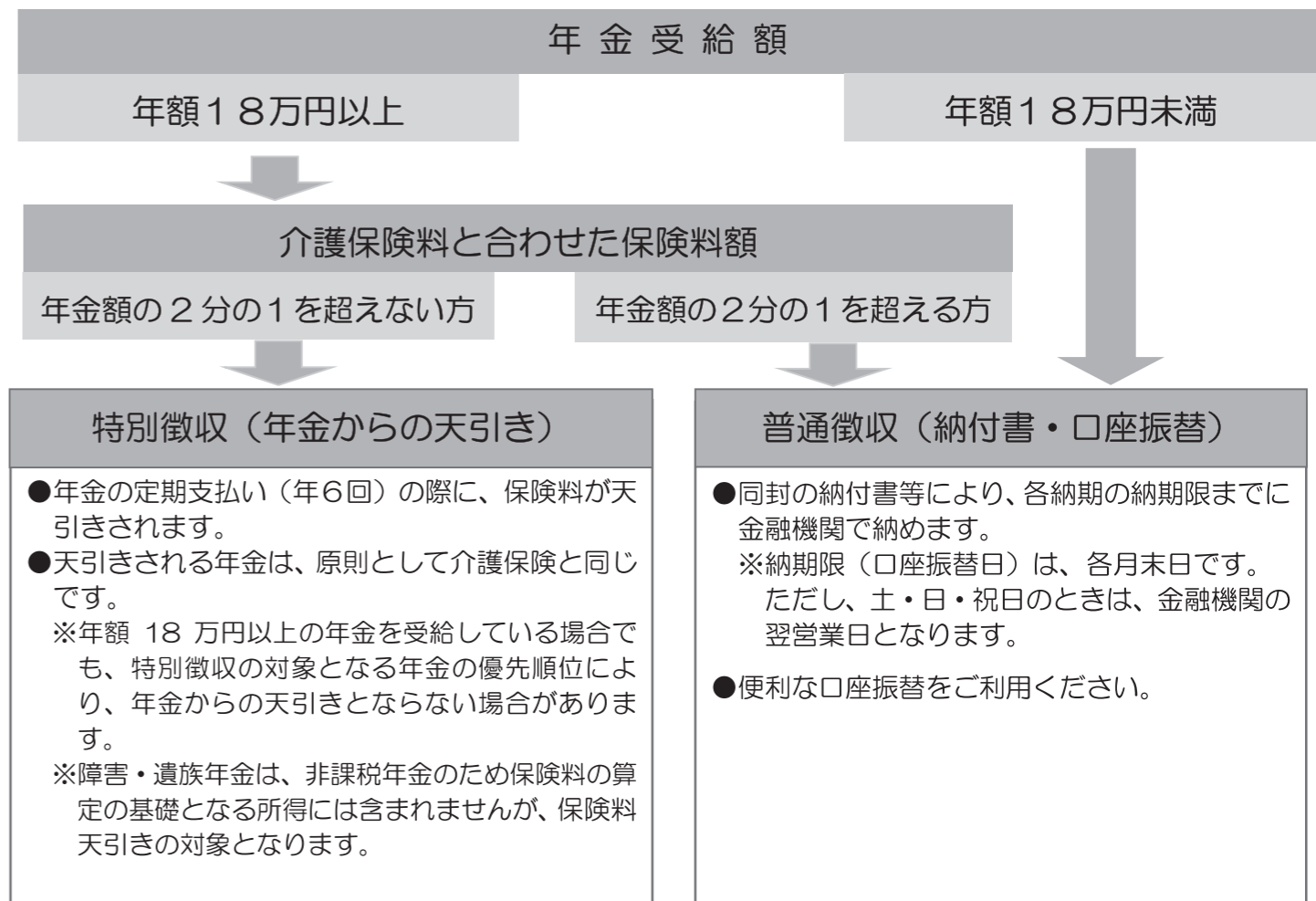
現在、福岡県の被保険者資格がない方でも、令和6年4月以降に加入期間が1か月以上あった場合は、月割計算した保険料額を納めます。

● 福岡県内の他市町村から岡垣町に転入された方 (※年間の保険料額は変わりません。)

- 岡垣町に転入した月の前月分までの保険料・・・転入前の市町村に納めます。
- 岡垣町に転入した月からの保険料・・・岡垣町に納めます。

● 保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金の額等によって、「年金から天引きされる特別徴収」と「納付書などで納める普通徴収」の2とおりに分かります。



特別徴収 (年金からの天引き)

- 年金の定期支払い(年6回)の際に、保険料が天引きされます。
- 天引きされる年金は、原則として介護保険と同じです。
※年額18万円以上の年金を受給している場合でも、特別徴収の対象となる年金の優先順位により、年金からの天引きとならない場合があります。
- ※障害・遺族年金は、非課税年金のため保険料の算定の基礎となる所得には含まれませんが、保険料天引きの対象となります。

普通徴収 (納付書・口座振替)

- 同封の納付書等により、各納期の納期限までに金融機関で納めます。
※納期限(口座振替日)は、各月末日です。
ただし、土・日・祝日のときは、金融機関の翌営業日となります。
- 便利な口座振替をご利用ください。